

【令和5年度 政策・調整会議】

件名：第7期川崎市・各区地域福祉計画（案）の策定について

日時：令和5年11月10日（金）10：35～10：40

場所：本庁舎7階特別会議室

●付議理由

第6期までの取組の成果を踏まえながら、環境変化等に的確に対応し、上位概念である川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンとの関係性を強め、地域課題の解決を図るために、第7期計画を策定し、地域福祉の向上に向けた取組を推進するため。

●付議概要

「第7期川崎市・各区地域福祉計画」（案）を取りまとめるとともに、広く市民意見を募集する。

<案>

計画期間：令和6年～8年度

1 策定の理由

社会福祉法第107条に基づき、他の関連個別計画（高齢・障害・児童分野等）と連携を図り、市民が住み慣れた地域で生活を継続できるよう地域福祉の向上を図る。

2 地域福祉計画の位置付け

- （1）地域包括ケアシステム推進ビジョンを上位概念として、関連計画と連携を図る。
- （2）社会福祉協議会が策定する「川崎市社会福祉協議会地域福祉活動計画」と地域課題を共有し双方が補強、補完し合いながら連携した事業展開する。

2 計画の基本理念等

市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり

～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築をめざして～

3 基本目標

地域包括ケアシステム構築に向けた基幹的な計画として位置付けを高めており、「推進ビジョン」の趣旨とも沿っているため、「推進ビジョン」の基本的な視点に合わせる。

- （1）ケアへの理解の共有とセルフケア意識の醸成
- （2）安心して暮らせる住まいと住まい方の実現
- （3）多様な主体の活躍によるよりよい支援の実現
- （4）一体的なケアの提供による自立した生活と尊厳の保持の実現
- （5）地域包括ケアをマネジメントするための仕組みの構築

●結論

案のとおり了承。